

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

懸賞と年末調整

Q: 私の妻は、1カ月ほど前に信用金庫の懸賞金付定期預金のくじ引きで、現金50万円が当たりました。妻はこれ以外に収入はありませんが、私は年末調整で配偶者控除を受けられるのでしょうか。

A: 受けられます。

【解説】

一般的には、懸賞の賞金品や福引の当選金品等については、一時所得として課税されます。

懸賞金付預貯金等の懸賞金についても、発売当初は一時所得とされていましたが、平成7年度の税制改正で、所得税15%と住民税5%の源泉分離課税の対象となりましたので、この源泉徴収により課税関係が終了することになります。

したがって、あなたの奥様が当選された50万円については、預貯金等の利子と同様、課税関係が終了していますので、控除対象配偶者に該当するかどうかの判定にあたって、合計所得金額に含める必要はなく、控除対象配偶者に該当し、配偶者控除が受けられることとなります。

なお、源泉分離課税の対象とならず、一時所得として課税される場合で、126万円を超える賞金に当たった場合には、所得が38万円 $((126万円 - 50万円) \times 1/2)$ を超えることとなりますので、控除対象配偶者には該当せず、配偶者控除は受けられなくなります。

